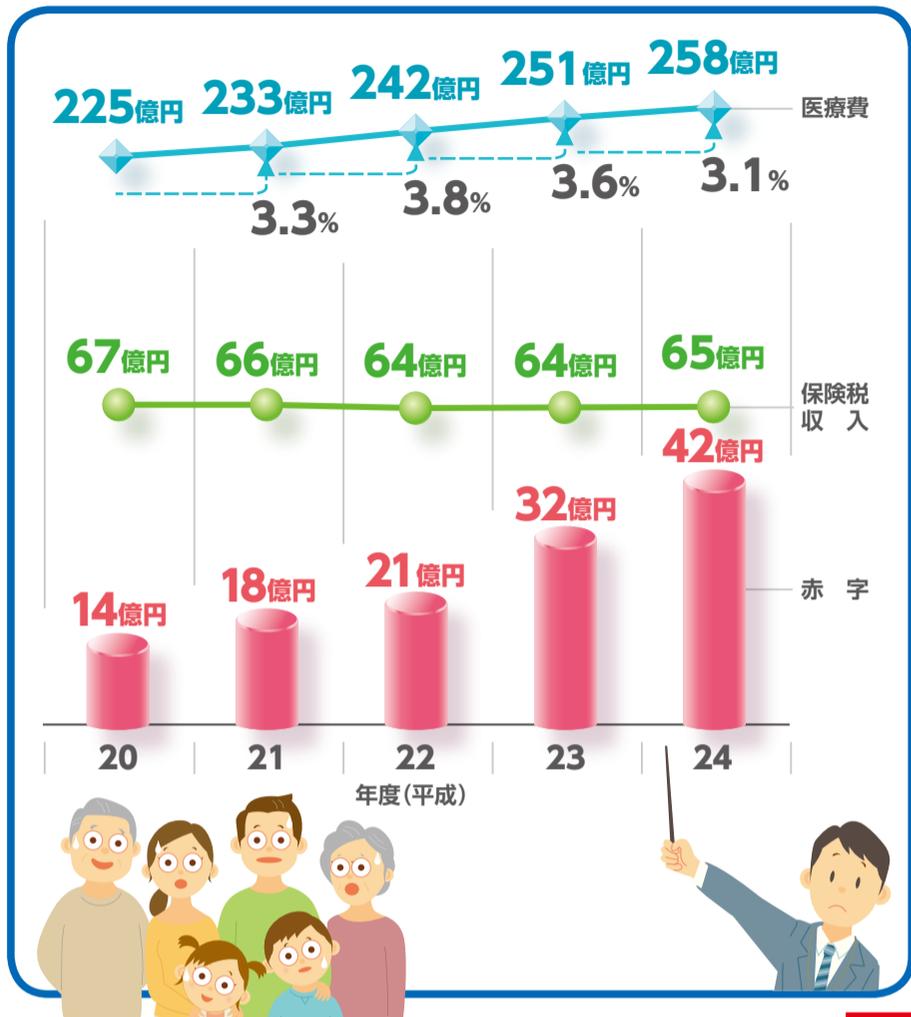




発行
那覇市役所
国民健康保険課
直通 862-4262



累積赤字 42億円

で〜じなと〜ん! 国民健康保険

平成24年度の本市国民健康保険事業特別会計の決算において、国保税や国、県からの公費、本市の一般会計からの繰入金等の収入から医療費等の支出を差し引いた収支額が、**41億8,865万円の赤字**となりました。このうち、10億2,949万円が平成24年度分の赤字であり、残りの31億5,916万円は、平成23年度までの累積赤字の持ち越し分となっています。この24年度までの約42億円の累積赤字は、さらに平成25年度に持ち越され、平成25年度の決算においては、**約59億円**に膨らむことが予測されます。

平成24年度の支出は、平成23年度のツケを含めて約444億円でしたが、収入は約402億円しかありませんでした。このため約42億円(全体の9%)が不足分となったのです。

左上のグラフにあるとおり、医療費は毎年3%以上の伸び率で増加しています。これを賄うのに、医療費の76%に当たる費用を公費や共同事業交付金、繰入金が占めています。国民健康保険制度の本来の原則では、残りの24%は保険税で賄うことになっていますが、実際は15%

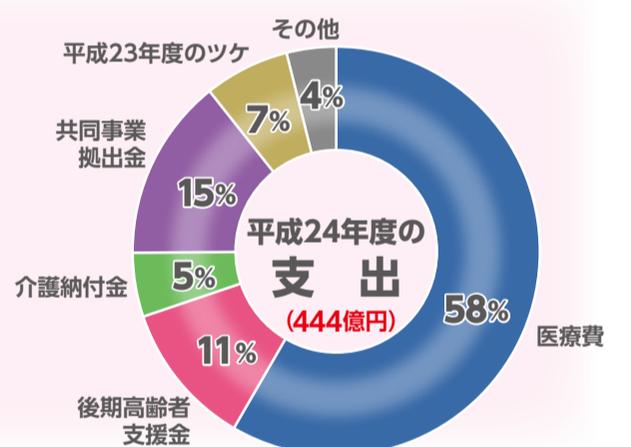
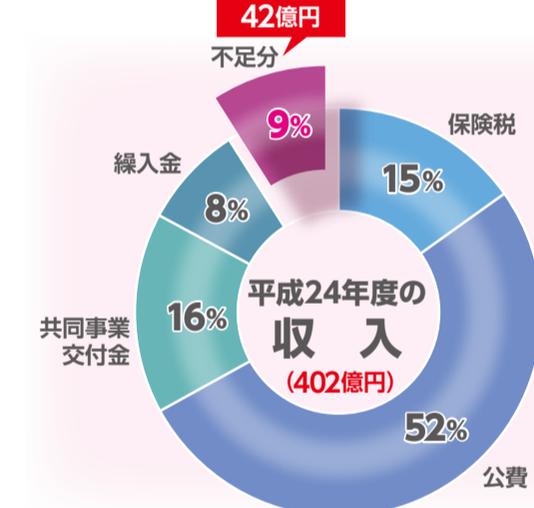
しかありません。しかも保険税収入は年々減ってきています。これは、高齢化に伴って、被保険者の数が減ってきていることによります。保険税の税率は、平成19年度以来据え置きとなっているため、被保険者の減少に伴って保険税収入も減っているわけです。

被保険者が減っているのに、医療費が増えているのは、高齢化や医療技術の高度化のために1人当たりの医療費が増えているからです。

では、保険税を引き上げるべきなのでしょうか？ もちろんそれも検討する必要がありますが、被保険者の皆さんの負担となるため、そう簡単にはいきません。

ところで、国民健康保険の会計からは、右上の「支出」の円グラフにあるとおり、後期高齢者医療制度や介護保険制度を支えるための「支援金」や「納付金」が支出されています。医療費だけでも大変な上に、更に負担を背負わされているようなものです。

国民健康保険の会計が厳しいというのは、実は日本全国どこの市町村も同じです。つまり、



制度そのものにも、問題があるわけです。そこで本市としては、国に対して、財政的な支援をしてもらえよう要請を行うことにしています。

その一方で、被保険者の皆さんにもお願いがあります。国保税は、国民健康保険を支えるための貴重な財源です。どうか、納期内納付へのご理解、ご協力を賜りますよう、お願いします。

また、医療費が増加しているのは仕方のないことです。病気等の早期発見、早期治療に心

掛けるようにしましょう。重くなってからでは、かえって医療費が高くなってしまいます。生活習慣病予防のためにも、特定健診を是非受けてください。それから、お薬の処方に関しては、できるだけジェネリック医薬品をご利用いただくことをお願いします。

皆さまが、適切に医療を受けていただき、健康な生活を送られますように！

賦課限度額については、地方税法等の改正にあわせて、以下のとおり引き上げる予定です。

国民健康保険税

賦課限度額	区分	現行	改正(案)	現行比
賦課限度額	医療分	51万円	51万円	-
	支援分	14万円	16万円	+2万円
	介護分	12万円	14万円	+2万円

後期高齢者医療保険料

区分	現行	改正(案)	現行比
医療分	55万円	57万円	+2万円

また、軽減については、国保・後期高齢者とも5割・2割の軽減枠が広がる予定です。

お問い合わせ先

〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号
那覇市役所 国民健康保険課 保険税グループ

☎098-862-4262

平成25年度 国民健康保険税の最終納期限は 3月25日(火)です!!

国民健康保険税は、「みなさんの医療費」を支える大切な税金です。期限内に納めましょう。

保険税を滞納すると、他の納税者との公平を期すため、保険証の有効期間を短縮した「短期被保険者証」を交付したり、医療費などの保険給付が差し止めになることがあります。また、財産調査を実施し財産が発見されれば、以下のような滞納処分(差押)をすることがありますのでご注意ください。

那覇市では、次のような滞納処分(差押)を強化しています!

- **預金差押**
銀行・農協・郵便局などの金融機関に照会を行い、預貯金を差し押さえて徴収します。
- **給与差押**
勤務先に給与の支払いなどの照会を行い差し押さえた後、毎月雇用主から給与の一部を徴収します。
- **不動産差押**
不動産の登記簿に「差押」と記載し財産を処分することを禁止して、公売などにより換金できる状態にします。
- **生命保険差押**
生命保険を差し押さえ後解約し、生命保険会社から解約返戻金を徴収します。
- **その他**
国税還付金や動産・賃料などの差し押さえを実施しています。



**保険税の納付が困難な場合は
早めの相談を!**

納付が難しい場合は、国民健康保険課保険税グループへ早めにご相談ください。

滞納処分Q&A

<p>Q 滞納処分ってなに?</p> <p>A 滞納者の財産(不動産や自動車、預貯金、給与、生命保険、出資金、売掛金など)を差し押さえ、その財産を税金に充てること。少額の滞納でも滞納処分は行います。</p> <p>■滞納処分の流れ</p> <p>①督促Ⅱ納期限内に税金を納めない場合、法律により督促します②財産調査Ⅱ官公署や金融機関、勤務先、滞納者の財産を占有する第三者などへ財産を調査します③差押Ⅱ財産調査で発覚した滞納者の財産を差し押さえます④換価Ⅱ差し押さえた不動産などは「公売」、金銭債権は「取り立て」をすることで換金します。</p>	<p>Q 借金があるから税金が払えない</p> <p>A 個人の債務より税金が優先されます。法律で税金はすべての債務(借金を含む)に優先すると定めています。</p>	<p>Q 税金を滞納して損をするの?</p> <p>A 税金を滞納すると、「各種手続きに必要な納税証明が発行されない」「財産調査で勤務先や金融機関などに滞納している事実が知られる」「滞納処分が行われ、大切な財産や社会的信用を失う恐れがある」などの不利益が生じます。</p>	<p>Q 許可なく財産を調べるのは、個人情報の侵害では?</p> <p>A 税金を滞納すると国税徴収法や地方税法に基づき、すべての財産に調査権限が発生します。この財産調査は個人情報保護法には違反しません。</p>	<p>Q 本人の承諾無しに滞納処分をするの?</p> <p>A 滞納処分をする場合は、本人の承諾を取ることがありません。督促状を送付した日から10日を経過した日までに納付がされない場合は、滞納処分の対象になります。税金は納期内の自主納付が原則です。</p>	<p>Q 少しでも納付すれば滞納処分は解除される?</p> <p>A 原則、滞納税額の全部が納められるまで、解除されません。</p>
---	--	--	--	--	--

70歳以上75歳未満の方の自己負担割合が変わります!

◆平成26年4月から一部負担金割合の変更◆

平成26年度から、70歳以上75歳未満の方の現役並所得者以外の方の自己負担割合が変更になりました。

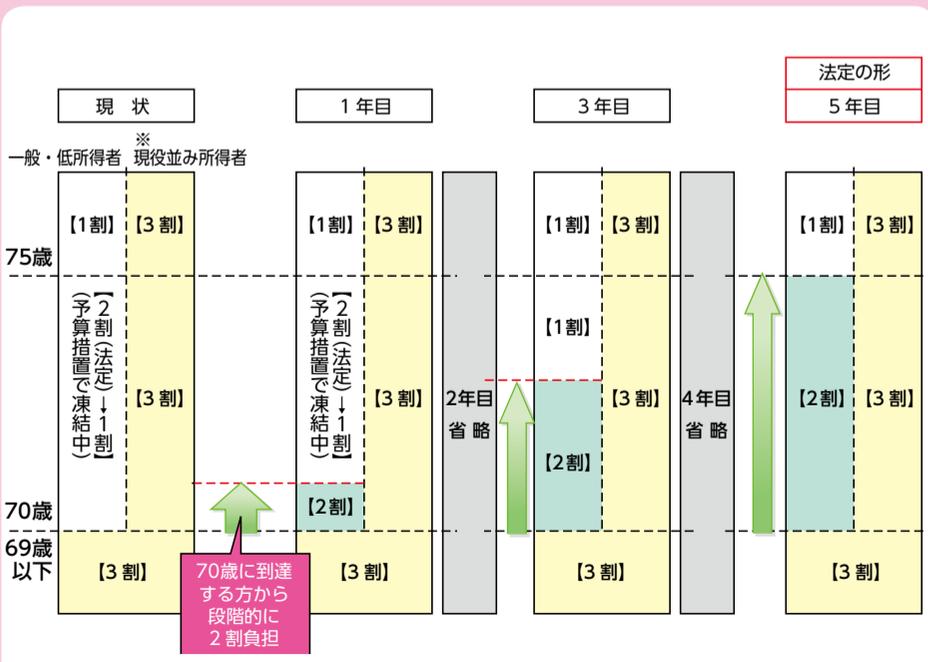
70歳から74歳までの被保険者に係る一部負担金の割合については、軽減特例措置により1割としていましたが、平成26年4月2日以降に誕生日を迎え、新たに70歳になった方から順次、2割負担の適用になります。(左図参照)

- ※誕生日が昭和19年4月2日以降の被保険者が対象となります。
- ※平成26年4月中に70歳に到達する被保険者は、同年5月の診療分から2割負担となります。
- ※平成26年4月1日より前に70歳になっている方で1割の方は、引き続き1割負担となり、所得がある被保険者とその扶養者は3割となります。

◆高齢受給者証一部負担金の割合判定基準について◆

高齢受給者証一部負担金の割合判定基準は、国民健康保険に加入している70歳以上75歳未満の方の住民税課税所得と収入金額により判定します。割合の判定は毎年8月に行い、割合が変更になる場合には新しい保険証を送付致します。

※収入がない方や、税法上申告義務のない方でも割合の判定に所得申告が必要ですのでご協力お願い致します。



※現役並み所得者
国保世帯で課税所得145万円以上の70歳以上の被保険者がいる世帯。
(ただし、世帯の70歳以上の被保険者全員の収入の合計額が520万円未満(70歳以上の被保険者が1人の場合は383万円未満)の場合は除きます。)

国保 後期 保険税(料)は、コンビニでも納められます。

コンビニで納めることができる保険税(料)

(国民健康保険課関係)

- ①国民健康保険税
- ②後期高齢者医療保険料

平成26年6月(後期保険料は7月)以降に送付された当初納付書および課税額変更納付書で納期限内の納付書

コンビニでは納めることができない場合

- ・納期限を過ぎていた納付書
- ・バーコードの印字がない納付書
- ・金額を訂正した納付書
- ・納付書1枚あたりの金額が30万円を超える場合
- ・カード等での納付はできません。

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の支払方法が選べます。

原則、どなたでも、希望により保険税(料)を「年金からのお支払(特別徴収)」に代えて、「口座振替(普通徴収)」にできます。

すでに、保険税(料)が特別徴収(年金引落とし)となっている方も、口座振替でのお支払を希望される場合は、市役所の窓口でお手続きください。

みなさんの納める保険税(料)が医療費を支えています。納め忘れがないようお願いいたします。

国保 非自発的失業者の国民健康保険税の軽減措置について

解雇や倒産、雇い止めなどで非自発的失業者となった65歳未満の人の保険税については軽減措置があります。

【軽減内容】

失業時からその翌年度末までの間、前年の給与所得を30/100として算定します。

【対象者】

- 倒産や、解雇等の事業主都合により退職した方。(雇用保険の特定受給資格者)
 - 雇用期間の満了等により離職した方。(雇用保険の特定理由離職者)
- ※上記対象者を雇用保険受給資格者証にて確認します。
※高額所得者の所得区分の判定についても、給与所得(前年)を30/100として対応します。

平成25年度の健診期間

20～74歳のみなさん健診はお済ですか？

特定健診(健康診査)は、**保険証1枚で無料**で受けられます！

平成26年3月31日までは、**うぐいす色**の**保険証**で受診してください。

コスモス色の保険証は、**平成26年4月1日**から使用してください。

*健診は生活習慣病を未然に防ぐ大事な健診です。年1回の無料健診をぜひご自身の健康チェックに役立ててください。

残り1カ月!

お急ぎください!!



後期 長寿健診は**無料**で受診できます!

平成26年度の長寿健康診査は、4月末に長寿健診受診券を送付する予定です。健診費用は無料となります。今回は、「**がん受診券**」が一緒に送付されません。がん受診券は健康増進課より送付します。詳しくは「**健康増進課(電話853-7961)**」へお問い合わせください。

ただし、同一年度中は1回の受診を限度とすることから、重複して受診した場合は、あとから受けた健診費用は**全額自己負担**になりますので、注意してください。



国保 後期 収入がなくても申告を!

国民健康保険や後期高齢者医療制度では、低所得者に対する保険税(料)の軽減措置があります。

所得がない方や、税法上の申告義務のない方でも、**未申告だと軽減措置が適用されません**。また、医療費の自己負担割合や負担限度額が上位所得者扱いとなりますので、所得の申告を行ってください。



国保 後期

保険税(料)の納付は便利な口座振替で!



★お忙しい方、留守がちの方にピッタリ

★うっかり納め忘れる心配がありません

手続き方法

1. 国保窓口または銀行・信用金庫・ゆうちょ銀行・農協等の窓口でいつでも受付けます。
2. 預金通帳、通帳届出印、保険税(料)の納付書を持参してください。

国保 高額医療・高額介護合算制度

医療保険と介護保険の自己負担額を合わせた額が高額になった場合に払い戻しが受けられます。

加入者で該当していると思われる方にはご案内の通知をお送りします。ただし、市町村を越えて転居された方および他の医療保険から移られた加入者については通知できませんので、国民健康保険課までお問い合わせください。



国保 限度額適用・標準負担額減額認定証の提示をお忘れなく

高額の治療費について、「限度額適用・標準負担額減額適用認定証」を医療機関に提示することにより、医療費の支払が自己負担限度額までとなります。(後期高齢者は世帯の全員が住民税非課税の世帯に属する方のみ)有効期間は毎年7月31日までとなっており、毎年8月に更新手続きが必要です。また、「限度額適用・標準負担額減額適用認定証」の交付を受けている場合でも、医療機関へ提示しないと減額が受けられないことがありますのでお気をつけください。

〈申請に必要なもの〉 保険証・国保世帯主の印鑑・本人の印鑑(後期高齢者)

こんなときは

国保 国保の給付が制限されます



- 故意の犯罪行為や故意の事故・ケガ
- けんかや泥酔などによる病気やケガ
- 医師や保険者の指示に従わなかったとき
- 保険証の期限切れや、提示がなかった場合

国保 後期 交通事故にあったら

交通事故でのケガの治療も国保証を使ってお医者さんにかかることができます。ただし、必ず国民健康保険課に連絡し、傷病原因届の申請をしてください。また、ケンカなど他人からの暴行でケガをおった場合にも、同様に届出の必要があります。なお、届け出がないまま加害者から治療費を受け取ると国保の給付が受けられなくなる場合がありますのでご注意ください。



仕事や通勤中にケガをしたら

仕事や通勤及び帰宅途中のケガについては、労災保険の対象となりますので、労災保険申請前にやむを得ず国保証を使用した場合は、必ず国民健康保険課に「傷病原因届」を提出してください。

国保 後期 国民健康保険一部負担金の減免について

- ※一部負担金とは医療機関で受診の際に支払う自己負担額です。
- 下記の事由により、収入が一定の基準以下になり医療費の支払いが困難になった場合は、ご相談ください。
- ①災害により資産に重大な損害を受けたとき。
 - ②災害による農作物の不作、不漁、その他これに類する理由により収入が著しく減少したとき。
 - ③事業若しくは業務の休廃止又は失業により収入が著しく減少したとき。
 - ④①～③に類する理由があったとき。

国保 後期 「医療費のお知らせ」で受診履歴の確認を

通知書中の受診履歴を確認して、受診した覚えのない医療機関や受診日がないかどうかご確認ください。

あわせて、同じ病気の治療のためにいくつもの病院を利用したり、必要以上に多く通院などしていませんか？

「医療費のお知らせ」を、医療機関での受診の仕方について、より良い方法を考えるきっかけにしてください。



国保 加入手続きを忘れていませんか？

那覇市へ転入した時や、会社の健康保険をやめた時など、他の健康保険に加入していない方は、那覇市が運営する国民健康保険に加入しなければなりません(国民皆保険制度)。加入するには市役所へ届け出が必要です。国民健康保険への加入届け出が遅れたことにより不利益(保険税の遡及課税、医療費の全額自己負担など)を受けることがありますので、事実発生日から14日以内に加入手続きを行ってください。

手続き場所:市民課、及び三支所(首里・真和志・小禄)

※那覇市の国民健康保険以外の健康保険に加入した場合には、脱退の手続きが必要になります。

市民課



国保 3月より保険証を送付します!

保険税に未納のない世帯については那覇市より保険証を郵送します。(窓口での更新手続き不要)

ただし、窓口での更新が必要な世帯については更新のお知らせ(ハガキ)を送付していますので、窓口への来課をお願い致します。

※3月中にはお手元に保険証が届くよう手配をしておりますが、40,000通の配達を行うため、ご近所内での配達完了時期について異なる場合がございます。3月下旬になっても配達がない場合にはお問い合わせください。



国保 保険証の有効期限は平成27年3月31日迄です

ただし、以下の方は有効期限が短くなっております。

①保険証の左上に「退本・退扶」と印字がある方で当年度中に65歳になる方がいる世帯

※誕生月の中旬ごろに新たに使える保険証を市役所より郵送します。(窓口での手続き不要)

②当年度中に75歳になり後期高齢者医療制度に移行する方

※誕生日からは後期高齢者医療の保険証をお使い頂きます。

国保 出産育児一時金の請求について

出産育児一時金の直接払制度をご利用の際、出産費用が「42万円(又は39万円)」以下であれば、差額の請求ができますので、費用の明細書など必要な書類をもって国民健康保険課でお手続きください。

直接払いをご利用でない場合、出生届の際に一時金の申請も行ってください。

なお、国保加入半年未満での出産の場合、社会保険等の加入期間確認のため、社会保険等の資格喪失証明書の提出が必要な場合があります。



ジェネリック医薬品 を利用しましょう

病院や薬局からもらうお薬には、新薬(先発薬)の他に、成分や効き目が同等で低価格の後発医薬品(ジェネリック医薬品)があります。

ジェネリック医薬品を利用すると、医療費の総額および自己負担金額もお安くなりますので、受診の時お医者さんに、ジェネリック医薬品を処方してもらうよう申し出て、ジェネリック医薬品利用促進を心がけましょう。



重複受診 をやめましょう

ひとつの病気で複数の病院を受診したり、同じ箇所の治療で病院と柔道整復や、はり・きゅう等の施術を頻繁に受けるのは、医療費の高騰を招くだけでなく、かえって、体に負担をかけてしまう場合もありますので、お医者さんと相談して、適正な受診をお願いします。

お問い合わせ先

国民健康保険課

(那覇市役所1階 国保 13~15番窓口 後期 12番窓口)まで

☎ 098-862-4262